

総量規制基準（案）について

1 総量規制基準による規制について

(1) 適用対象

公共用水域に汚水又は廃液を排出する指定地域内の特定事業場*のうち、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上のもの(以下「指定地域内事業場」という)。

* [特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場]

(2) 適用単位

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場単位で、排出される汚濁負荷量の許容限度として知事が定める。

(3) 総量規制基準の算式について

第6次総量規制における算式は以下のとおりであり、第5次総量規制の算式を継続する。

$$\begin{array}{ll}
 \text{C O D} & L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\
 \text{窒 素} & L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\
 \text{り ん} & L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})
 \end{array}$$

Qは次表の時期区分別の水量(m³/日)

Cは次表の時期区分ごとに、環境大臣が定めた「業種等の区分」ごとの濃度の範囲(C値の範囲)内において知事が定める値(濃度:mg/l)

時期区分別水量	項目	C O D	窒素	りん
S55.7.1	この期間の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
H3.7.1	この期間に増加した水量	Q _{ci}		
H14.10.1	この期間に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
	この期間に増加した水量			

2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準設定方法について

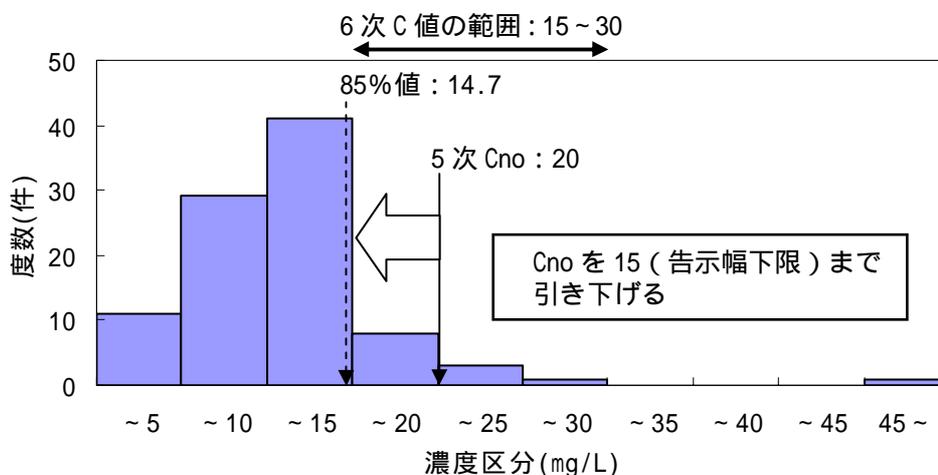
第6次総量規制における基準値の設定は、以下に示す基本的な考え方により、告示された化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲において設定した。

- (1) 業種区分については、第5次総量規制における業種区分を踏まえつつ、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(告示)の業種区分に整合することとし、必要に応じて備考を設定する。
- (2) 本県に立地している指定地域内事業場(指定地域内で日平均排水量が50立方メートル以上の特定事業場)の排水水質の実態、排水処理技術水準等を勘案し、基準値を設定する。
- (3) 施設の設置時期により、汚濁負荷量削減の対策の容易さに差があると考えられるため、施設の設置年月日を勘案し、基準値を設定する。
- (4) 現時点で、本県に立地していない業種区分については、最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小に抑制するよう、原則として総量規制基準の範囲の下限值とする。
- (5) 中小企業に対する配慮として、排水量の規模により同一業種区分を細分化することとし、排水量の小さなもののCc等の値は、排水量の大きなものの値に一定の余裕を見込むこととする。
ただし、現在の排水処理水準等を勘案して、基準値を排水量の大きなものの基準値まで強化しても事業者が対応可能なものであれば、この限りではない。
なお、排水量の区分は、日平均排水量400立方メートルで区分する。
- (6) 新・増設の施設や工場等からの負荷量については、できるだけ抑制を図るための措置を講じる。

3 検討結果の例

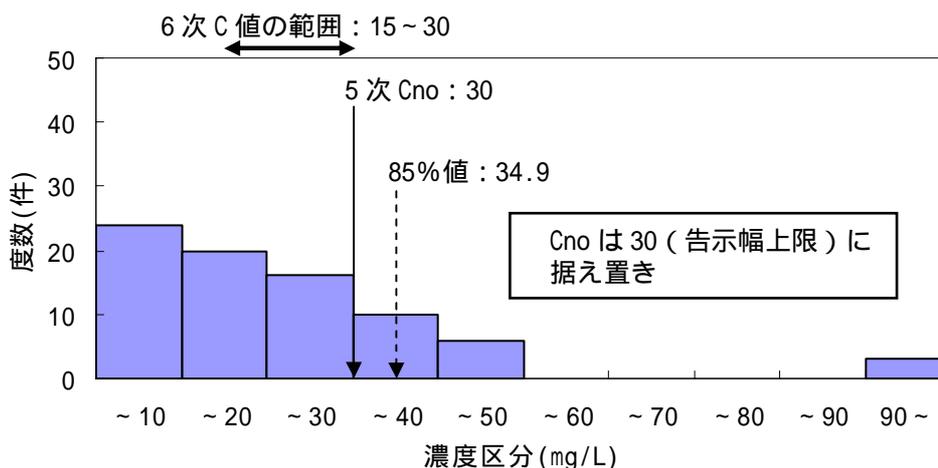
(1) 窒素：Cno：206 - ア

輸送用機械器具製造業（日平均排水量 400 立方メートル以上の工場に限る。）



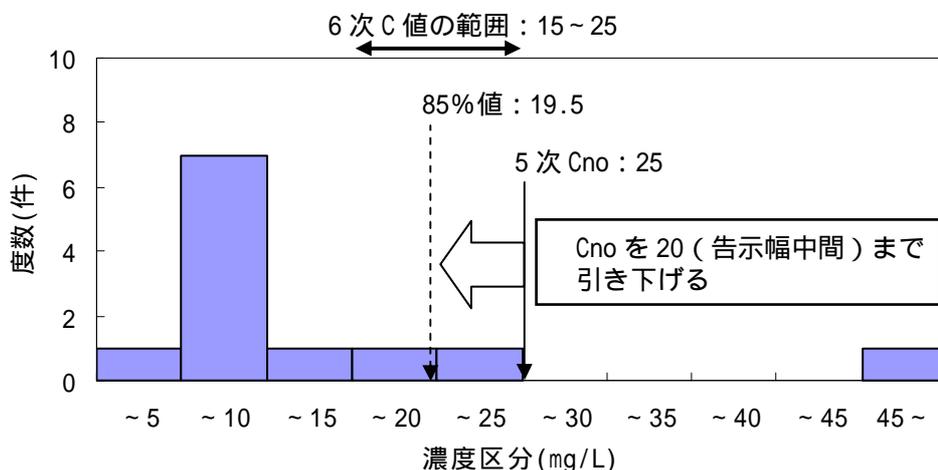
(2) 窒素：Cno：206 - イ

輸送用機械器具製造業（日平均排水量 400 立方メートル未満の工場に限る。）



(3) 窒素：Cno：61 - イ

繊維工業で綿状繊維・系染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの
（日平均排水量 400 立方メートル未満の工場に限る。）



4 第6次総量規制における総量規制基準（案）の設定状況

(1) CODに係る総量規制基準（案）の設定状況

時期区分ごとのC値	Cco	Cci	Ccj
C値案の設定状況			
事業場が無い業種等の区分のため、下限に設定するもの	102	102	102
5次C値が6次C値の範囲の下限であり、下限に設定するもの	123	149	143
6次C値の範囲の下限に設定するもの	7	1	5
6次C値の範囲の中間に設定するもの	33	4	6
6次C値の範囲の上限に設定するもの	4	13	13
C値が定められているもの	5	5	5
計	274	274	274
業種等の区分が統合により廃止されたもの、及び業種等の区分が削除されたもの	35	35	35

注) 数値は業種等区分数を示す。

(2) 窒素に係る総量規制基準（案）の設定状況

時期区分ごとのC値	Cno	Cni
C値案の設定状況		
事業場が無い業種等の区分のため、下限に設定するもの	118	119
5次C値が6次C値の範囲の下限であり、下限に設定するもの	22	9
6次C値の範囲の下限に設定するもの	36	69
6次C値の範囲の中間に設定するもの	102	50
6次C値の範囲の上限に設定するもの	50	81
計	328	328
業種等の区分が統合により廃止されたもの、及び業種等の区分が削除されたもの	30	30

注) 数値は業種等区分数を示す。

(3) りんに係る総量規制基準（案）の設定状況

時期区分ごとのC値	Cpo	Cpi
C値案の設定状況		
事業場が無い業種等の区分のため、下限に設定するもの	88	88
5次C値が6次C値の範囲の下限であり、下限に設定するもの	26	7
6次C値の範囲の下限に設定するもの	34	59
6次C値の範囲の中間に設定するもの	111	68
6次C値の範囲の上限に設定するもの	59	96
保留中のもの	1	1
計	319	319
業種等の区分が統合により廃止されたもの、及び業種等の区分が削除されたもの	19	19

注) 数値は業種等区分数を示す。

5 6次総量規制基準（案）と5次総量規制基準との比較

C 値案の設定状況	C O D			窒素		りん	
	Cco	Cci	Ccj	Cno	Cni	Cpo	Cpi
5次の基準と変更のないもの	239	257	255	187	166	162	129
5次の基準から引き下げたもの	28	10	12	140	161	155	188
その他（業種等の区分が統合、削除、新規設定されたため5次の基準と比較できないもの）	42	42	42	31	31	20	20

注) 数値は業種等区分数を示す。